

申告期間

2/16(水)～3/15(火)

税の申告はお早めに

税金は、福祉や防災などの行政サービスを行うための重要な財源です。
そのうち住民税は、特別区民税と都民税を合わせたもので、令和4年1月1日現在、区内在住の方を対象に、令和3年中の所得に対して、同4年度に課税されます。
申告書は自分で作成し、早めの提出をお願いします。

課税係/3階
☎(3228)8913
FAX(3228)8747

特別区民税・都民税(住民税)の申告はなるべく郵送で区役所へ

申告が必要と思われる方へ、「令和4年度特別区民税・都民税(住民税)申告書」を2月3日に郵送しました。同封の「申告の手引き」を参考に必要書類を用意し、申告書を作成して、原則、郵送で課税係へ提出してください。
申告書の書き方や必要書類が分からない方は、課税係へ問い合わせを。
☆昨年中に転入した方には、申告書を郵送していません。必要な方は、下記の配布場所を受け取りを。区庁からダウンロードもできます

受付日時

2月16日(水)～3月15日(火)
平日午前8時30分～午後5時

申告書の配布場所

区民活動センター
区役所3階1番課税係窓口

中野区特別区民税・都民税 税額シミュレーションシステムのご利用を

特別区民税・都民税の試算と申告書作成ができるサイトです。区庁で検索するか、右記の二次元コードからアクセスを。



個人事業税の申告は都税事務所へ

新宿都税事務所 ☎(3369)7154

個人で事業を営んでいる方のうち、所得税や住民税の申告をしない方は、前年中の事業の所得などを3月15日(火)までに都税事務所へ申告してください。

申告場所

新宿都税事務所(新宿区西新宿7-5-8)
中野都税事務所(中野4-6-15)

☆中野都税事務所では相談できません

所得税などの申告は税務署へ

中野税務署 ☎(3387)8111(代) ☆自動音声案内
確定申告書の作成は、国税庁内「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。中野税務署内に申告書作成・相談会場はありません。
☆還付申告のある方は、2月15日までの平日に中野税務署で相談できます

◆相談等がある場合は申告書作成会場へ

受付日時

2月16日(水)～3月15日(火)
平日午前8時30分～午後4時

☆相談開始は9時15分。なお、2月20日(日)・27日(日)は開場。混雑状況によっては受け付けを早めに終了します

会場

新宿住友ホール
(新宿区西新宿2-6-1新宿住友ビル地下1階)

会場へ入るには
入場整理券が必要です



申告書作成会場当日配布する他、LINEアプリで事前に入手できます。▲国税庁LINE公式アカウント

税の申告にも必要なマイナンバー、取り扱いにはご注意ください

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください

情報政策推進係/6階
☎(3228)8807 FAX(3228)5646

不審な電話や電子メールを受けた場合は、内容により下記へ相談してください。
マイナンバー制度全般=マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120(95)0178、不審な電話などを受けたら=警察の相談専用電話☎#9110、事業者をかたりマイナンバーを聞かれたら=消費生活センター☎(3389)1191、消費者ホットライン☎188へ

令和4年度からの 住民税の主な変更点

◆住宅ローン控除の特例措置の延長

控除期間が13年の特例の対象を今年12月末までの入居者とし(一定期間に契約した場合に限る。面積要件の緩和等あり)。

◆国や地方自治体の子育てに係る助成の非課税措置

ベビーシッターや認可外保育施設等、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成が非課税になります。

◆特定配当等及び特定株式譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化

これらに係る所得の全部を源泉分離課税(申告不要)とする場合、原則、確定申告書の提出だけで手続きが完結できるようになります。ただし、所得の一部だけを申告不要にしたい場合は、住民税の申告が必要です。



その他の変更点などについて詳しくはこちら▶

税の申告 Q&A

- Q1 昨年複数の会社で働いていました。どのように申告すればいいですか
- A1 全ての勤務先から「給与所得の源泉徴収票」を発行してもらい、所得税の確定申告をしてください。所得税の還付を受けられる場合があります
- Q2 公的年金収入以外に、その他の所得がありました。申告は必要ですか
- A2 その他の所得がある方は、住民税の申告が必要です。ただし、その他の所得金額が20万円以上の場合や所得税の還付がある場合は、税務署で所得税の確定申告をしてください
- Q3 収入が無くても、申告は必要ですか
- A3 収入が無い方も、住民税申告書裏面の連絡書欄に記入して区役所へ提出してください。提出しないと税証明書が発行できないことや、国民健康保険料が高くなる場合があります

対象の方は確認しましょう

医療費の通知書は医療費控除の明細になります

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方へ、医療費の総額などを記載した通知を郵送します。届いたら大切に保管してください。

なお、通知に記載していない月の医療費などは、領収書に基づいて医療費控除の明細書を作成する必要があります。

◆国民健康保険では

令和2年11月～同3年10月に健康保険適用の医療を受けた方で、同4年1月28日現在、区内在住の方が対象。2月中旬に郵送予定です。

問合せ 国保給付係/2階
☎(3228)5508 FAX(3228)5655

◆後期高齢者医療保険では

対象の方へ、1月下旬に郵送済みです。

問合せ 後期高齢者医療係/2階
☎(3228)8944 FAX(3228)5661



障害者控除等の対象になる場合も

障害者相談係/1階 ☎(3228)8956 FAX(3228)5665
満65歳以上の方は、障害者手帳をお持ちでなくても、寝たきりまたは認知症などの状態により、障害者控除、特別障害者控除の対象となる場合があります。申告には、区が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

◆医療費控除の対象となる在宅サービス費用もあります

医師との適切な連携の下に行われた身体介護を伴う居宅介護や重度訪問介護等の障害福祉サービスを受けると、その費用が医療費控除の対象となることも。申告には、サービス提供者発行の「障害福祉サービス等利用料領収証」が必要です。

介護保険で控除の対象になるか確認を

介護保険料は社会保険料控除の対象です。また、介護サービスを利用している方は、サービスの種類によって利用料の一部が医療費控除の対象になる場合があります。

問合せ 介護保険料について=介護資格保険料係☎(3228)6537、介護サービス利用料について=介護給付係☎(3228)6531 ☆いずれも区役所2階、FAX(3228)8972